

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成23年(㉟)第319号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に、債務者衣川清子のため金10万円、その余の各債務者らのため各金5万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

別紙主文目録記載のとおり

平成23年3月10日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 見 目 明 夫

裁判官 渡 邊 哲

裁判官 井 出 正 弘

主文目録

債務者らは、自ら次の行為をしてはならず、または所属組合員、支援者等の第三者をして次の行為を行わしめてはならない。

- (1) 債権者の役員および従業員に対し、架電し、または面会を求めるなどの方法で債権者の役員及び従業員に直接交渉することを強要すること
- (2) 本決定送達後平成23年4月8日までの間、別紙禁止対象地目録記載1、2の各所在地から半径200メートル以内の地域(別紙図面1、2のそれぞれ黒色の円の範囲内)において、徘徊または滞留し、横断幕・組合旗を掲げ、立看板を立て、ビラをまき、拡声器を使用し、または大声を挙げるなどして演説をし、シュプレヒコールをするなど、債権者の行う業務の平穏を害する一切の行為

以上

当事者目録

〒171-8543 東京都豊島区高田三丁目11番17号

債権者 学校法人川口学園

代表者理事長 川口 晃 玉

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号

NBF日比谷ビル10階

クレオール日比谷法律事務所（送達場所）

電話 03-5251-5400

FAX 03-5251-5402

債権者代理人弁護士 西 本 邦 男

同 松 浦 裕 介

〒171-0005 東京都豊島区南大塚2丁目33番10号

東京労働会館5階

債務者 東京公務公共一般労働組合

代表者執行委員長 中 嶋 祥 子

〒171-0005 東京都豊島区南大塚2丁目33番10号

東京労働会館5階

債務者 首都圏大学非常勤講師組合

代表者委員長 松 村 比 奈 子

債務者 衣 川 清 子

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル

東京法律事務所（送達場所）

TEL 03-3355-0611

FAX 03-3357-5742

債務者ら代理人弁護士 中川 勝之

同 小部 正治

同 笹山 尚人

同 上条 貞夫

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-5-4 良久別館

都民中央法律事務所

TEL 03-5833-2977

FAX 03-5833-2900

債務者ら代理人弁護士 松井 繁明

同 瀬野 俊之

禁止対象地目録

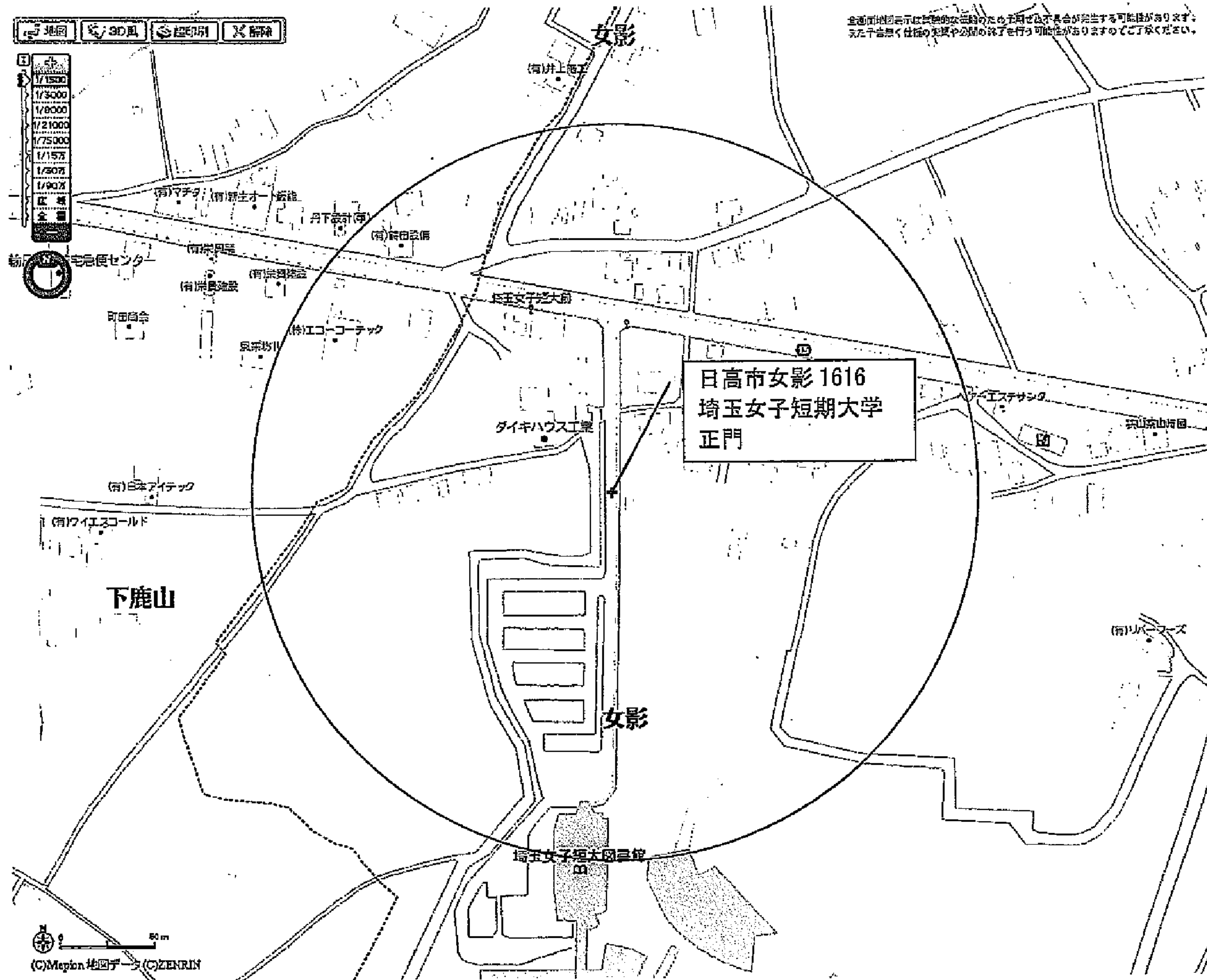
1 名 称 学校法人川口学園本部及び早稲田速記医療福祉専門学校

住 所 東京都豊島区高田三丁目11番17号

2 名 称 埼玉女子短期大学

住 所 埼玉県日高市女影1616

別添図面2



これは正本である。

平成23年3月10日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 坂 卷 雅 樹

